

浜松市会計年度任用職員（介護認定調査員） 募集案内

次のとおり、浜松市の会計年度任用職員（介護認定調査員）を募集します。

令和 7 年 6 月 5 日
浜 松 市 役 所

1 任用予定人数

介護認定調査員 若干名

2 業務概要

各福祉事業所介護保険担当課に所属し、介護保険の要介護認定のための認定調査等を行います。（認定調査はタブレットを用いて調査を行います。）

※募集時期によって、配属予定先が異なります。詳細は応募用紙をご確認ください。

3 応募資格

- （１）保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、介護福祉士又は介護支援専門員の免許・資格のうちのいずれかを有し、かつ実務経験が３年以上ある人
- （２）介護認定調査員（認定調査票確認員を含む。）の実務経験が５年以上ある人
- （３）上記（１）又は（２）の要件を満たし、普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）を保有し、ワード・エクセルなどパソコンの基本操作が可能な人

※ ただし、次のいずれにも該当しない人とします。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ウ 下記の選考試験を受験した人

- ・ 令和 7 年 5 月 1 6 日に実施した会計年度任用職員選考（介護認定調査員）

- 令和 7 年 9 月 1 日時点で、浜松市会計年度任用職員として任用待機中の人、又は任用されている人は受験することができません。

ただし、5 年目の任期を令和 8 年 8 月 3 1 日までに満了する人は受験することができます。

- 任用期間中に同業務内容（介護認定調査員）の選考を受けられる機会は 1 回のみです。
- 同一年度内に同業務内容（介護認定調査員）の選考を受けられる機会は 1 回のみです。

4 選考内容・日時等

【選考】書類選考・作文選考・性格検査・面接選考

（１） 日 時 令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 1 3 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分ごろまで

（２） 場 所 浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2

浜松市役所本館 3 階 3 2 会議室

5 応募手続・受付期間

応募書類等の 請求	浜松市役所介護保険課及び各福祉事業所介護保険担当課で応募用紙、履歴書・自己紹介書を交付します。 郵送で請求するときは、「会計年度任用職員（介護認定調査員）応募書類希望」と明示し、宛先等を明記した返信用封筒（140円切手を貼った角形2号）を必ず同封のうえ、介護保険課宛て送付してください。 また、市ホームページからもダウンロードできます。 https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ HPトップ → 市政情報 → 職員採用 → 職員募集のお知らせ【会計年度任用職員】
提出書類	(1) 応募用紙（所定用紙） (2) 履歴書・自己紹介書（所定用紙） ※必ず両面印刷し、自筆で記入してください。 (3) 免許・資格証の写し（A4用紙にコピーしてください。） (4) 運転免許証の写し（A4用紙にコピーしてください。）
申 込 先	上記書類を、介護保険課へ提出してください。
受付期間	【持参の場合】 <u>令和7年6月5日（木）から6月27日（金）までの土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に持参してください。</u> 【郵送の場合】 <u>令和7年6月27日（金）必着</u>
整 理 票	提出書類の内容確認後、応募者宛て郵送します。 なお、<u>令和7年7月10日（木）</u>までに整理票が届かない場合は、介護保険課へお問合せください。

6 報酬等

報酬額：172,000円／標準月額

このほか通勤経費、期末・勤勉手当を支給します（報酬額等は改定される場合があります）。社会保険等については、静岡県市町村職員共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

7 勤務時間

勤務時間は、4週間を平均して1週間当たり30時間です。勤務日は、予め調整のうえ、割り振ることとします。

8 任用期間等

- (1) 選考の結果、採用候補者名簿に登載された人は、原則として令和7年9月1日から令和8年9月1日までの間に、本市の会計年度任用職員（介護認定調査員）として任用します。
- (2) 任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。
- (3) 任用期間は原則として、採用の日から同日の属する会計年度の末日までとします。ただし、通算して5年を上限として再度任用する場合があります。
- (4) 任用上の都合のため、任用予定者名簿に登載された人に確認のうえ、令和7年9月1日以前に任用を行う場合があります。

9 その他

- (1) 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。
地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。
- (2) 選考内容については、お答えできませんので御了承ください。
- (3) 提出書類は一切お返しいたしませんので御了承ください。
- (4) 御自分の任用選考の成績及び結果についてお知りになりたい人は、合格発表日以後1年間に限り本人からの申請に基づいてお知らせします（ただし、対象者は不合格者に限ります。）。様式は問いませんので、整理番号、氏名、生年月日、住所あるいは帰省先の住所及び電話番号を記載した「成績開示希望」と書いた書面で、宛先を明記し切手を貼った返信用封筒（定形）を必ず同封して、以下の問合せ先まで郵送で申請してください。
- (5) その他不明な点につきましては、以下の問合せ先まで御連絡ください。

※ 選考対象者の駐車場はありませんので、バス等の公共交通機関を利用してください。

10 問い合わせ

〒430-8652

浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市健康福祉部介護保険課（浜松市役所本館3階）

電話053-457-2861